

急病などで医療費を立て替え払いしたとき

2 療養費支給申請書

健康保険で受診するときは、病院等の窓口で保険証を提示することが原則ですが、急病やけがのため、やむを得ず保険証を持たずに診療を受けた場合には、立て替え払いした額から自己負担額を差し引いた額が、申請により支給されます。

また、治療に必要なコルセットなどを装着したときや、小児弱視等の治療用眼鏡等を製作したとき、海外で治療を受けたときも療養費が支給される場合があります。

添付書類

☆急病で立て替え払いをしたとき

- ・診療報酬明細書（原本もしくは原本証明のあるもの）および領収書（原本）

☆治療上必要な治療用装具を製作したとき

1. コルセット、サポーター、義足など

- ・医師の証明書および領収書（原本）

2. 靴型の治療用装具

- ・作成された装具の写真（装具の上下左右、サイズ表示、ロゴ等あればその箇所の写真）
- ・医師の証明書および領収書（原本）

3. 治療用眼鏡

- ・療養担当に当たる保険医の治療用眼鏡等の作成指示等
- ・患者の検査結果
- ・領収書（原本）

* 上記以外の治療用装具の添付書類については、当組合にお問い合わせください。

☆海外で治療を受けたとき

- ・診療内容明細書・領収明細書および領収書（原本）
（歯科診療の請求には、歯科診療内容明細書、領収明細書（歯科）および領収書（原本））
- ・旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し（パスポート等）
- ・保険者が海外療養の内容について、担当医師に照会することに関する海外療養を受けた者の同意書（申請用紙に同意欄がありますので忘れずに署名してください。）

提出期限

☆療養に要した費用を支払った日の翌日から2年間（2年経過すると、時効により支給できません。）

留意点

☆申請は、1人／1か月／1医療機関／外来・入院別・医科・歯科別ごとに必要です。

☆急病で立て替え払いをしたとき

- ・診療報酬明細書とは、治療内容などが記されたもので、医師からもらってください。

☆領収書は対象者名および但し書きの記載が必要となります。

☆海外で治療を受けたとき

- ・診療内容明細書・領収明細書は、医師に記入を受けてください。
- ・全ての書類は原本を提出してください。コピーでは受付できません。
- ・外国語で記載されている書類には必ず全て日本語訳をつけてください。
- ・領収明細書と領収書の金額が同額であることが確認できるようにしてください。(番号付けでの関連付け等)
- ・同じ医療機関に同じ期間、複数の家族が受診している場合でも、1人ずつの「申請書」、「診療内容明細書・領収明細書」、「領収書」が必要です。
- ・海外にいる被保険者からの請求は、原則として事業主を経由して行うことになっています。なお、給付金は、直接海外へ送金されず、被保険者の委任により、事業主宛に送金します。
- ・治療のために海外に行く場合は、療養費の支給対象にはなりません。
- ・支給が受けられるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療である場合です。次のような場合は除かれます。

- ①保険のきかない診療、差額ベッド代
- ②美容整形
- ③高価な歯科材料や歯列矯正
- ④治療を目的に海外へ行き治療を受けた場合（心臓・肺等の臓器の移植など）
- ⑤自然分娩
- ⑥交通事故やけんかなど第三者行為や不法行為に起因する病気・けが

- ・診療内容明細書・領収明細書および歯科診療内容明細書・領収明細書（歯科）の用紙は、所定の用紙がありますので、当組合までご連絡ください。

☆小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う対象は9歳未満となります。

（注）療養費の対象となるのは、申請受付時に対象者が9歳未満である必要があります。

☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
- ・事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許証の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。

☆給付金の受取をマイナポータル等で登録した公金受取口座にした場合、申請後に公金受取口座情報を登録・変更・抹消されたときは、変更前の口座に給付される場合があります。